

改正	昭和30年2月1日規則第7号 昭和36年12月26日規則第96号 昭和43年3月22日規則第13号 昭和47年3月24日規則第28号 昭和61年2月21日規則第5号 昭和63年3月31日規則第27号 平成2年3月31日規則第27号 平成5年3月31日規則第56号 平成6年7月1日規則第129号 平成7年3月31日規則第58号 平成9年3月11日規則第8号 平成10年3月13日規則第15号 平成11年3月19日規則第13号 平成11年12月28日規則第93号 平成12年12月26日規則第161号 平成13年3月30日規則第49号 平成16年12月10日規則第92号 平成20年3月31日規則第10号 平成30年3月30日規則第38号 令和元年8月30日規則第25号	昭和33年8月5日規則第71号 昭和42年9月20日規則第71号 昭和44年7月16日規則第68号 昭和58年3月29日規則第36号 昭和61年9月30日規則第71号 平成元年3月31日規則第68号 平成4年7月31日規則第44号 平成6年3月31日規則第64号 平成7年1月24日規則第3号 平成8年3月29日規則第75号 平成9年3月31日規則第82号 平成10年8月11日規則第75号 平成11年3月31日規則第39号 平成12年3月31日規則第67号 平成13年2月27日規則第9号 平成14年3月1日規則第17号 平成17年1月25日規則第8号 平成29年10月17日規則第85号 令和元年6月25日規則第15号 令和3年9月28日規則第80号
----	---	--

医療法施行細則をここに公布する。

医療法施行細則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 病院、診療所及び助産所（第1条の2～第16条）
- 第3章 エックス線装置等（第17条～第24条）
- 第4章 医療法人（第25条～第29条の4）
- 第5章 地域医療連携推進法人（第29条の5～第29条の10）
- 第6章 雑則（第30条～第33条）

附則

- 第1章 総則
- 追加〔平成29年規則85号〕

（事務の委任）

第1条 次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。

- （1） 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第5条第2項の規定により、必要な報告を命じ、及び物件の提出を命ずること。
- （2） 法第8条の規定により、診療所及び助産所の開設の届出を受理すること。
- （3） 法第8条の2第2項の規定により、病院、診療所及び助産所の休止等の届出を受理すること。
- （4） 法第9条第1項及び第2項の規定により、病院、診療所及び助産所の廃止の届出並びに病院、診療所及び助産所の開設者の死亡等の届出を受理すること。
- （5） 法第15条第3項の規定により、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第24条の2から第29条までに規定するエックス線装置等の設置、変更及び廃止の届出を受理すること。
- （6） 法第25条第1項の規定により、必要な報告を命じ、並びに当該職員に、診療所及び助産所に

立ち入り、物件を検査させること。

- (7) 法第25条第2項の規定により、物件の提出を命ずること。
- (8) 医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）第3条の3の規定により、診療所の病床設置の届出を受理すること。
- (9) 政令第4条第1項の規定により、開設者の住所又は氏名その他規則に定める事項の変更の届出を受理すること。
- (10) 政令第4条第2項の規定により、病床数その他規則に定める事項の変更の届出を受理すること。
- (11) 政令第4条第3項の規定により、法第8条の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。
- (12) 政令第4条の2第1項の規定により、病院、診療所及び助産所の開設年月日、管理者の住所及び氏名その他規則で定める事項の届出を受理すること。
- (13) 政令第4条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。

全部改正〔昭和44年規則68号〕、一部改正〔昭和58年規則36号・平成2年27号・9年8号・82号・10年15号・75号・11年13号・39号・12年67号・13年9号・20年10号・29年85号〕

第2章 病院、診療所及び助産所

追加〔平成29年規則85号〕

（開設許可申請）

第1条の2 規則第1条の14第1項の病院開設の許可の申請書は第1号様式とし、診療所開設の許可の申請書は第2号様式とする。

2 規則第2条第1項の助産所開設の許可の申請書は、第3号様式とする。

全部改正〔平成29年規則85号〕

（開設許可事項の変更許可申請）

第2条 法第7条第2項の規定により、病院、診療所又は助産所の開設許可事項の変更について許可を受けようとするときは病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請書（第4号様式）を提出しなければならない。

2 法第7条第3項の規定により、診療所に病床を設けようとするときは診療所病床設置許可申請書（第4号様式の2）を、診療所の病床設置許可事項の変更について許可を受けようとするときは診療所の病床設置許可事項変更許可申請書（第4号様式の3）を提出しなければならない。

全部改正〔昭和43年規則13号〕、一部改正〔平成5年規則56号・10年75号・13年9号・29年85号〕

（診療所の病床の設置届）

第2条の2 政令第3条の3の規定により診療所の病床設置について届出をしようとするときは、第4号様式の4によるものとする。

追加〔平成29年規則85号〕

（開設届）

第3条 政令第4条の2第1項の規定により開設について届出をしようとするときは、第5号様式によるものとする。

一部改正〔昭和30年規則7号・36年96号・43年13号・44年68号・平成29年85号〕

（臨床研修修了医師等の開設する診療所、助産所の開設届）

第4条 法第8条の規定により、診療所又は助産所の開設の届出をしようとするときは、第6号様式又は第7号様式によるものとする。

全部改正〔昭和30年規則7号〕、一部改正〔昭和36年規則96号・42年71号・平成16年92号〕

第5条 削除

〔昭和36年規則96号〕

（病院等の許可及び届出事項の変更届）

第6条 政令第4条第1項、第2項若しくは第3項又は第4条の2第2項の規定により、許可（届出）事項の変更について届出をしようとするときは、第8号様式によるものとする。

全部改正〔昭和30年規則7号〕、一部改正〔昭和36年規則96号・43年13号・44年68号・平

成10年75号・11年39号]

(地域医療支援病院と称することの承認)

第7条 規則第6条第1項の規定による地域医療支援病院と称することの承認申請書は、第9号様式とする。

一部改正〔昭和30年規則7号・36年96号・平成10年75号〕

(専属薬剤師設置免除の申請)

第8条 規則第7条の規定による専属薬剤師の設置免除許可申請書は、第10号様式とする。

一部改正〔昭和36年規則96号〕

(病院等の休止等の届)

第9条 法第8条の2第2項又は第9条第1項の規定により、病院、診療所又は助産所の休止、再開又は廃止の届出をしようとするときは、第11号様式によるものとする。

2 法第9条第2項の規定により、開設者の死亡又は失そうの届出をしようとするときは、第12号様式によるものとする。

全部改正〔昭和36年規則96号〕、一部改正〔平成13年規則9号〕

(開設者の管理免除申請)

第10条 規則第8条の規定による開設者自身による管理免除の許可申請書は、第13号様式とする。

一部改正〔昭和36年規則96号〕

(2以上の病院等の管理の申請)

第11条 規則第9条の規定による2以上の病院等の管理の許可申請書は、第14号様式とする。

一部改正〔昭和36年規則96号〕

(地域医療支援病院の業務報告)

第12条 規則第9条の2の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書は、第15号様式とする。

全部改正〔平成10年規則75号〕

第13条 削除

〔平成10年規則75号〕

(医師の宿直免除認定申請)

第14条 規則第9条の15の2の規定により、医師の宿直免除の認定を受けようとするときは、医師宿直免除認定申請書(第17号様式)を、知事に提出しなければならない。

全部改正〔昭和30年規則7号〕、一部改正〔昭和36年規則96号・令和元年25号〕

第15条 削除

〔平成13年規則9号〕

(構造設備の使用許可申請)

第16条 法第27条の規定により構造設備の使用について許可を受けようとするときは、構造設備使用許可申請書(第19号様式)を、知事に提出しなければならない。

全部改正〔昭和30年規則7号〕、一部改正〔昭和36年規則96号〕

第3章 エックス線装置等

追加〔平成29年規則85号〕

(エックス線装置設置届)

第17条 規則第24条の2の規定による届出は、エックス線装置設置届(第20号様式)にエックス線診療室の縮尺50分の1の平面図及び側面図を添えてするものとする。

2 前項の平面図及び側面図には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) エックス線診療室の隣接、上階及び下階の室等の名称
- (2) エックス線装置の位置及び照射方向
- (3) エックス線管、透視台及び撮影台から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離
- (4) 管理区域及びその標識の位置(管理区域のある場合に限る。)

全部改正〔昭和43年規則13号〕、一部改正〔平成12年規則67号・29年85号〕

(診療用高エネルギー放射線発生装置設置届)

第17条の2 規則第25条の規定による届出は、診療用高エネルギー放射線発生装置設置届(第21号様式)に診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の縮尺50分の1の平面図及び側面図を添えてするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の平面図及び側面図について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「エックス線診療室」とあるのは「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」と、同項第2号中「エックス線装置」とあるのは「診療用高エネルギー放射線発生装置」と、同項第3号中「エックス線管、透視台及び撮影台」とあるのは「発生管」と読み替えるものとする。

追加〔昭和43年規則13号〕、一部改正〔平成29年規則85号〕

(診療用粒子線照射装置設置届)

第17条の3 規則第25条の2において準用する規則第25条の規定による届出は、診療用粒子線照射装置設置届(第21号様式の2)に診療用粒子線照射装置使用室の縮尺50分の1の平面図及び側面図を添えてするものとする。

- 2 第17条第2項の規定は、前項の平面図及び側面図について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「エックス線診療室」とあるのは「診療用粒子線照射装置使用室」と、同項第2号中「エックス線装置」とあるのは「診療用粒子線照射装置」と、同項第3号中「エックス線管、透視台及び撮影台」とあるのは「照射管」と読み替えるものとする。

追加〔平成29年規則85号〕

(診療用放射線照射装置設置届)

第18条 規則第26条の規定による届出は、診療用放射線照射装置設置届(第22号様式)に診療用放射線照射装置使用室の縮尺50分の1の平面図及び側面図を添えてするものとする。

- 2 第17条第2項の規定は、前項の平面図及び側面図について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「エックス線診療室」とあるのは「診療用放射線照射装置使用室」と、同項第2号中「エックス線装置」とあるのは「診療用放射線照射装置」と読み替えるものとする。

全部改正〔昭和43年規則13号〕、一部改正〔平成29年規則85号〕

(診療用放射線照射器具設置届)

第19条 規則第27条第1項又は第2項の規定による届出は、診療用放射線照射器具設置届(第23号様式)に診療用放射線照射器具使用室及び貯蔵施設並びに放射線治療病室の縮尺50分の1の平面図及び側面図を添えてするものとする。

- 2 第17条第2項の規定は、前項の平面図及び側面図について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「エックス線診療室」とあるのは「診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び放射線治療病室」と、同項第2号中「エックス線装置」とあるのは「診療用放射線照射器具」と、同項第3号中「エックス線管、透視台及び撮影台」とあるのは「線源」と読み替えるものとする。

全部改正〔昭和43年規則13号〕、一部改正〔平成元年規則68号・29年85号〕

(診療用放射線照射器具使用予定届)

第19条の2 規則第27条第3項の規定による届出は、診療用放射線照射器具使用予定届(第23号様式の2)によりするものとする。

追加〔昭和43年規則13号〕

(放射性同位元素装備診療機器設置届)

第19条の3 規則第27条の2の規定による届出は、放射性同位元素装備診療機器設置届(第24号様式)に放射性同位元素装備診療機器使用室の縮尺50分の1の平面図及び側面図を添えてするものとする。

追加〔平成元年規則68号〕

(診療用放射性同位元素等設置届)

第20条 規則第28条第1項の規定による届出は、診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置届(第25号様式)に診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに放射線治療病室(以下「診療用放射性同位元素使用室等」という。)の縮尺50分の1の平面図及び側面図を添えてするものとする。

- 2 前項の平面図及び側面図には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 診療用放射性同位元素使用室等の隣接、上階及び下階の室等の名称
- (2) 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の位置
- (3) 線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離
- (4) 排水設備及び排気設備の系統(診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃棄施設の平面図及び側面図に限る。)
- (5) 管理区域及びその標識の位置(管理区域のある場合に限る。)

全部改正〔昭和43年規則13号〕、一部改正〔平成元年規則68号・17年8号〕

(診療用放射性同位元素等使用予定届)

第20条の2 規則第28条第2項の規定による届出は、診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用予定届(第26号様式)によりするものとする。

追加〔昭和43年規則13号〕、一部改正〔平成元年規則68号・17年8号〕

(エックス線装置等の設置届出事項変更届)

第21条 規則第29条第1項(規則第24条第10号に該当する場合に限る。)又は第2項の届出書は、第27号様式とする。

全部改正〔平成29年規則85号〕

(エックス線装置等の廃止届)

第22条 規則第29条第1項(規則第24条第12号に該当する場合に限る。)の規定による届出は、次に定めるところによりするものとする。

(1) エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置又は放射性同位元素装備診療機器にあつては、第28号様式

(2) 診療用放射線照射器具にあつては、第29号様式

全部改正〔昭和43年規則13号〕、一部改正〔平成元年規則68号・12年67号・13年49号・29年85号〕

(診療用放射性同位元素等の廃止届及び廃止後の措置届)

第23条 規則第29条第3項の規定による届出は、診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止届(第30号様式)及び診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止後の措置届(第31号様式)によりするものとする。

追加〔昭和43年規則13号〕、一部改正〔平成元年規則68号・13年49号・17年8号〕

(エックス線装置等に関し事故があつたときの報告)

第24条 管理者は、エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関し、傷害、火災その他重大な事故があつたときは、直ちにその日時、場所、原因及び状況の詳細を知事に報告しなければならない。

一部改正〔昭和33年規則71号・平成元年68号・17年8号・29年85号〕

第4章 医療法人

追加〔平成29年規則85号〕

(法人設立の認可申請)

第25条 規則第31条の規定による医療法人設立の認可申請書は、第32号様式とする。

一部改正〔昭和33年規則71号・36年96号〕

(理事数の特例の認可申請)

第25条の2 規則第31条の5の規定による1人又は2人の理事を置く場合の認可の申請書は、第32号様式の2とする。

追加〔昭和61年規則71号〕、一部改正〔平成29年規則85号〕

(管理者たる理事の特例の認可申請)

第25条の3 規則第31条の5の2の規定による管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請書は、第32号様式の3とする。

追加〔昭和61年規則71号〕、一部改正〔平成29年規則85号〕

(一時役員等の選任請求)

第25条の4 法第46条の5の3第2項の規定による一時役員職務を行うべき者の選任の請求及び法第46条の6の2第3項において準用する法第46条の5の3第2項の規定による一時理事長職務を行うべき者の選任の請求は、第32号様式の4によるものとする。

追加〔平成29年規則85号〕

(理事長選出の特例の認可申請)

第25条の5 規則第31条の5の3の規定による医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合の認可の申請書は、第32号様式の5とする。

追加〔平成29年規則85号〕

(事業報告書等の届出)

第25条の6 法第52条第1項の規定による事業報告書等の届出は、第32号様式の6によるものとする。

追加〔平成29年規則85号〕

(定款又は寄附行為の変更認可申請)

第26条 規則第33条の25第1項の定款又は寄附行為の変更認可の申請書は、第33号様式とする。

一部改正〔昭和33年規則71号・36年96号・平成29年85号〕

(定款又は寄附行為の変更の届出)

第27条 法第54条の9第5項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出は、第34号様式によるものとする。

全部改正〔平成29年規則85号〕

(解散の認可申請)

第28条 規則第34条の解散の認可の申請書は、第35号様式とする。

一部改正〔昭和33年規則71号・36年96号・平成29年85号〕

(解散の届出)

第28条の2 法第55条第8項の規定による解散の届出は、第35号様式の2によるものとする。

全部改正〔平成29年規則85号〕

(吸収合併の認可申請)

第29条 規則第35条の2第1項の吸収合併の認可の申請書は、第36号様式とする。

追加〔昭和36年規則96号〕、一部改正〔平成29年規則85号〕

(新設合併の認可申請)

第29条の2 規則第35条の5において読み替えて準用する規則第35条の2第1項の新設合併の認可の申請書は、第36号様式の2とする。

追加〔平成29年規則85号〕

(吸収分割の認可申請)

第29条の3 規則第35条の8の吸収分割の認可の申請書は、第36号様式の3とする。

追加〔平成29年規則85号〕

(新設分割の認可申請)

第29条の4 規則第35条の11において読み替えて準用する規則第35条の8の新設分割の認可の申請書は、第36号様式の4とする。

追加〔平成29年規則85号〕

第5章 地域医療連携推進法人

追加〔平成29年規則85号〕

(事業報告書等の届出)

第29条の5 法第70条の14において読み替えて準用する法第52条第1項の規定による事業報告書等の届出は、第36号様式の5によるものとする。

追加〔平成29年規則85号〕

(解散の認可申請)

第29条の6 規則第39条の23の解散の認可の申請書は、第36号様式の6とする。

追加〔平成29年規則85号〕

(解散の届出)

第29条の7 法第70条の15において読み替えて準用する同法第55条第8項の規定による解散の届出は、第36号様式の7によるものとする。

追加〔平成29年規則85号〕

(定款変更の認可申請)

第29条の8 規則第39条の24の定款の変更の認可の申請書は、第36号様式の8とする。

追加〔平成29年規則85号〕

(代表理事の選定の認可申請)

第29条の9 規則第39条の27第1項の代表理事の選定の認可の申請書は、第36号様式の9とする。

追加〔平成29年規則85号〕

(代表理事の解職の認可申請)

第29条の10 規則第39条の27第2項の代表理事の解職の認可の申請書は、第36号様式の10とする。

追加〔平成29年規則85号〕

第6章 雑則

追加〔平成29年規則85号〕

(申請書等の提出部数)

第30条 第25条から第25条の3まで、第25条の5、第26条、第28条、第29条から第29条の4まで、第29条の6、第29条の8から前条までに規定する申請書は、2部提出するものとする。

全部改正〔平成9年規則82号〕、一部改正〔平成29年規則85号〕

(登記済事項の届出)

第31条 政令第5条の12の規定による登記についての届出は、第37号様式によるものとする。

一部改正〔昭和33年規則71号・36年96号・平成12年67号・29年85号〕

(役員変更の届出)

第32条 政令第5条の13の規定による役員変更の届出は、第38号様式によるものとする。

追加〔昭和61年規則71号〕、一部改正〔平成12年規則67号・29年85号〕

(申請書等の経由)

第33条 法、政令、規則又はこの規則に基づき知事に提出する書類(医療法人に関するものを除く。)は、所轄保健福祉事務所長を経由しなければならない。

全部改正〔昭和30年規則7号〕、一部改正〔昭和33年規則71号・36年96号・47年28号・61年71号・平成5年56号・12年67号・20年10号・29年85号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成29年規則85号〕

(旧規則の廃止)

2 医療法施行細則(昭和24年3月神奈川県規則第12号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

一部改正〔平成29年規則85号〕

(経過措置)

3 この規則施行の際、現に旧規則に基き交付を受けた病室使用許可証は、この規則により交付を受けたものとみなす。

一部改正〔平成29年規則85号〕

4 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の法第56条第2項の規定による残余財産の処分又は同条第3項の規定による残余財産の帰属の認可の申請書は、附則様式とする。

追加〔平成29年規則85号〕

附則様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

附 則(昭和30年2月1日規則第7号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和33年8月5日規則第71号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現にガンマ線照射装置又は放射性物質を備えている病院又は診療所の管理者は、この規則の施行後2箇月以内に届け出なければならない。

附 則(昭和36年12月26日規則第96号)

この規則は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則(昭和42年9月20日規則第71号)

1 この規則は、昭和42年10月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。

2 この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和43年3月22日規則第13号）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年7月16日規則第68号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）
- 2 この規則に規定する各規則のこれらの規定による改正後の規定は、当該規則の各規定の施行の日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。
- 3 この規則施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和47年3月24日規則第28号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月29日規則第36号）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の医療法施行細則に定める様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和61年2月21日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月30日規則第71号）

- 1 この規則は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の医療法施行細則に定める様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和63年3月31日規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成元年3月31日規則第68号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日規則第27号）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に知事に提出された届出（横浜市長、川崎市長又は横須賀市長を経由するものを除く。）のうち、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）現在まだ処理されていないもので、施行日以後保健所長が行うこととなる事務に係るものは、施行日以後においては、所轄保健所長に提出された届出とみなす。

附 則（平成4年7月31日規則第44号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第56号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年3月31日規則第64号抄）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年7月1日規則第129号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年1月24日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第75号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成9年3月11日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、第1条及び第7条の規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 3 この規則の施行の際現に知事に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後第2条から第5条までの規定による改正後の各規則の規定により横浜市長、川崎市長又は横須賀市長が行うこととなる事務に係るものは、施行日以後においては、横浜市長、川崎市長又は横須賀市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成9年3月31日規則第82号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月13日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年8月11日規則第75号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年3月19日規則第13号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日規則第39号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第67号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年12月26日規則第161号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年2月27日規則第9号）

改正 平成14年3月1日規則第17号

（施行期日）

1 この規則は、平成13年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により、病床の種別ごとの病床数その他の厚生労働省令で定める事項について届出をしようとするときは、病院病床種別変更届（附則様式）によるものとする。

3 改正法附則第2条第1項に規定する者については、同項の届出をするまでの間、改正前の第2条第1項並びに第4号様式、第4号様式の2及び第9号様式（療養型病床群及びその他の病床に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項並びに改正前の第4号様式及び第9号様式中「療養型病床郡」とあるのは、「経過的旧療養型病床群」とする。

4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

一部改正〔平成14年規則17号〕

附 則（平成13年3月30日規則第49号）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年3月1日規則第17号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第32号様式及び第33号様式の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成16年12月10日規則第92号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年1月25日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第10号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

57 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成29年10月17日規則第85号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第38号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 25 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日規則第 80 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第 1 号様式

（第 1 条の 2 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

全部改正〔昭和 36 年規則 96 号〕、一部改正〔昭和 58 年規則 36 号・平成 5 年 56 号・6 年 64 号・8 年 75 号・11 年 39 号・13 年 9 号・14 年 17 号・16 年 92 号・令和元年 15 号・3 年 80 号〕

第 2 号様式

（第 1 条の 2 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

全部改正〔昭和 36 年規則 96 号〕、一部改正〔昭和 58 年規則 36 号・平成 6 年 64 号・8 年 75 号・11 年 39 号・14 年 17 号・令和元年 15 号・3 年 80 号〕

第 3 号様式

（第 1 条の 2 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

全部改正〔昭和 36 年規則 96 号〕、一部改正〔昭和 58 年規則 36 号・平成 6 年 64 号・8 年 75 号・11 年 39 号・13 年 9 号・14 年 17 号・令和元年 15 号・3 年 80 号〕

第 4 号様式

（第 2 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

全部改正〔昭和 36 年規則 96 号〕、一部改正〔昭和 58 年規則 36 号・平成 5 年 56 号・6 年 64 号・11 年 39 号・13 年 9 号・令和元年 15 号・3 年 80 号〕

第 4 号様式の 2

（第 2 条関係）（表）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

（裏）

追加〔平成 10 年規則 75 号〕、一部改正〔平成 13 年規則 9 号・14 年 17 号・29 年 85 号・令和元年 15 号・3 年 80 号〕

第 4 号様式の 3

（第 2 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

追加〔平成 10 年規則 75 号〕、一部改正〔平成 13 年規則 9 号・29 年 85 号・令和元年 15 号・3 年 80 号〕

第 4 号様式の 4

（第 2 条の 2 関係）（表）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

（裏）

追加〔平成 29 年規則 85 号〕、一部改正〔令和元年規則 15 号・3 年 80 号〕

第 5 号様式

（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

全部改正〔平成 14 年規則 17 号〕、一部改正〔平成 16 年規則 92 号・20 年 10 号・令和元年 15 号〕

第 6 号様式

（第 4 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

全部改正〔平成 14 年規則 17 号〕、一部改正〔平成 16 年規則 92 号・20 年 10 号・令和元年 15 号〕

第 7 号様式

（第 4 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

全部改正〔平成 14 年規則 17 号〕、一部改正〔平成 20 年規則 10 号・令和元年 15 号〕

第 8 号様式

（第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

全部改正〔平成 14 年規則 17 号〕、一部改正〔平成 16 年規則 92 号・20 年 10 号・令和元年 15 号〕

第 9 号様式

(第7条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

(裏)

全部改正〔平成10年規則75号〕、一部改正〔平成11年規則39号・13年9号・29年85号・令和元年15号・3年80号〕

第10号様式

(第8条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔昭和36年規則96号〕、一部改正〔昭和58年規則36号・平成6年64号・8年75号・11年39号・令和元年15号・3年80号〕

第11号様式

(第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔昭和36年規則96号〕、一部改正〔昭和44年規則68号・58年36号・平成6年64号・7年58号・9年8号・11年93号・13年9号・20年10号・令和元年15号〕

第12号様式

(第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔昭和36年規則96号〕、一部改正〔昭和44年規則68号・58年36号・平成6年64号・7年58号・9年8号・20年10号・令和元年15号〕

第13号様式

(第10条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔昭和36年規則96号〕、一部改正〔昭和58年規則36号・平成6年64号・11年39号・14年17号・16年92号・令和元年15号・3年80号〕

第14号様式

(第11条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔昭和36年規則96号〕、一部改正〔昭和58年規則36号・平成6年64号・8年75号・11年39号・14年17号・16年92号・令和元年15号・25号・3年80号〕

第15号様式

(第12条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

(裏)

全部改正〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第16号様式 削除

〔平成10年規則75号〕

第17号様式

(第14条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔令和元年規則25号〕、一部改正〔令和3年規則80号〕

第18号様式 削除

〔平成13年規則9号〕

第19号様式

(第16条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔昭和36年規則96号〕、一部改正〔昭和58年規則36号・平成6年64号・11年39号・令和元年15号・3年80号〕

第20号様式

(第17条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

別紙

全部改正〔平成元年規則68号〕、一部改正〔平成6年規則64号・7年58号・9年8号・13年49号・20年10号・29年85号・令和元年15号〕

第21号様式

(第17条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

別紙

全部改正〔平成元年規則68号〕、一部改正〔平成6年規則64号・7年58号・9年8号・13年49号・20年10号・29年85号・令和元年15号〕

第21号様式の2

(第17条の3関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第22号様式

(第18条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

(裏)

別紙2(表)

(裏)

全部改正〔平成元年規則68号〕、一部改正〔平成6年規則64号・7年58号・9年8号・13年49号・20年10号・29年85号・令和元年15号〕

第23号様式

(第19条関係)

別紙1(表)

(裏)

別紙2

全部改正〔平成元年規則68号〕、一部改正〔平成6年規則64号・7年58号・9年8号・13年49号・20年10号・令和元年15号〕

第23号様式の2

(第19条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成元年規則68号〕、一部改正〔平成6年規則64号・7年58号・9年8号・20年10号・令和元年15号〕

第24号様式

(第19条の3関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

別紙

全部改正〔平成元年規則68号〕、一部改正〔平成6年規則64号・7年58号・9年8号・13年49号・20年10号・令和元年15号〕

第25号様式

(第20条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

別紙1

別紙2

全部改正〔平成元年規則68号〕、一部改正〔平成6年規則64号・7年58号・8年75号・9年8号・13年49号・17年8号・20年10号・令和元年15号〕

第26号様式

(第20条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成17年規則8号〕、一部改正〔平成20年規則10号・令和元年15号〕

第27号様式

(第21条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成元年規則68号〕、一部改正〔平成6年規則64号・7年58号・9年8号・17年8号・20年10号・29年85号・令和元年15号〕

第28号様式

(第22条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成元年規則68号〕、一部改正〔平成6年規則64号・7年58号・9年8号・20年10号・29年85号・令和元年15号〕

第29号様式

(第22条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成元年規則68号〕、一部改正〔平成6年規則64号・7年58号・9年8号・20年10号・令和元年15号〕

第30号様式

(第23条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成17年規則8号〕、一部改正〔平成20年規則10号・令和元年15号〕

第31号様式

(第23条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
全部改正〔平成17年規則8号〕、一部改正〔平成20年規則10号・令和元年15号〕

第32号様式

(第25条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
全部改正〔平成29年規則85号〕、一部改正〔平成30年規則38号・令和元年15号・3年80号〕

第32号様式の2

(第25条の2関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
追加〔昭和61年規則71号〕、一部改正〔昭和63年規則27号・平成6年64号・12年67号・29年85号・30年38号・令和元年15号・3年80号〕

第32号様式の3

(第25条の3関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
追加〔昭和61年規則71号〕、一部改正〔昭和63年規則27号・平成6年64号・12年67号・29年85号・30年38号・令和元年15号・3年80号〕

第32号様式の4

(第25条の4関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第32号様式の5

(第25条の5関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第32号様式の6

(第25条の6関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第33号様式

(第26条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
全部改正〔平成29年規則85号〕、一部改正〔平成30年規則38号・令和元年15号・3年80号〕

第34号様式

(第27条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
全部改正〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第35号様式

(第28条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
追加〔昭和36年規則96号〕、一部改正〔昭和58年規則36号・63年27号・平成6年64号・12年67号・29年85号・30年38号・令和元年15号・3年80号〕

第35号様式の2

(第28条の2関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
全部改正〔平成29年規則85号〕、一部改正〔平成30年規則38号・令和元年15号〕

第36号様式

(第29条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
全部改正〔平成29年規則85号〕、一部改正〔平成30年規則38号・令和元年15号・3年80号〕

第36号様式の2

(第29条の2関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔平成30年規則38号・令和元年15号・3年80号〕

第36号様式の3

(第29条の3関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔平成30年規則38号・令和元年15号・3年80号〕

第36号様式の4

(第29条の4関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔平成30年規則38号・令和元年15号・3年80号〕

第36号様式の5

(第29条の5関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)
追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第36号様式の6

(第29条の6関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第36号様式の7

(第29条の7関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第36号様式の8

(第29条の8関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔平成30年規則38号・令和元年15号・3年80号〕

第36号様式の9

(第29条の9関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第36号様式の10

(第29条の10関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成29年規則85号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第37号様式

(第31条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔昭和36年規則96号〕、一部改正〔昭和58年規則36号・平成6年64号・11年39号・93号・12年67号・29年85号・令和元年15号〕

第38号様式

(第32条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔昭和61年規則71号〕、一部改正〔平成6年規則64号・11年93号・29年85号・令和元年15号〕